

募 集 情 報

平成30年4月24日公告

工事番号	第 建 ー 15 号
工事名	お試し暮らし住宅整備工事
工事場所	赤穂市 海浜町 地内
建設工事の種目	建築一式工事
工事概要	<p>便所改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設便器1台撤去、洋式便器1台新設（温水洗浄便座付） ・既設木製建具撤去、木製開き戸新設 他 <p>浴室・洗面所改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室内既設物撤去、ユニットバス新設 ・既設洗面台1台撤去、洗面台新設 他 <p>玄関・ホール改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁ペイント塗替、3路スイッチ2箇所増設 ・LEDダウンライト1台新設 他 <p>屋外改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CB塀新設（L1700*H1100）一式
工期	契約締結の翌日から 平成30年7月31日まで
予定価格の公表	<p>事後公表（契約締結後公表）</p> <p>※入札価格が予定価格を上回り落札者となるべき者がいない場合、予定価格を上回る金額で入札した者のみを対象とし、再度入札を実施します。</p> <p>なお、再度入札の場合、入札受付時間を入札日同日の開札終了後から13時までとします。</p>
最低制限価格	適用 有
支払条件	<p>前金払い 無、部分払い 無</p> <p>ただし、公共工事の前金払いに関する事務処理要領、赤穂市財務規則、赤穂市部分払取扱規程による</p>
設計図書等の公表	赤穂市ホームページ及び契約管財課にて公表する。
設計図書等の公表期限	平成30年5月16日（水）
入札方法	電子入札システム
入札参加申込の受付期間	<p>平成30年4月24日（火）から平成30年5月8日（火）まで</p> <p>受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 （9時～20時／最終日のみ 9時～17時）</p>
入札参加申込の申込書類	競争参加資格確認申請書
参加資格確認通知日	平成30年5月9日（水）
質問方法	<p>設計図書等に対する質問書により、赤穂市総務部契約管財課へFAXすること。</p> <p>FAX番号 0791-43-6973</p>
質問期限	平成30年5月8日（火） 午後4時
質問の回答日、方法	<p>平成30年5月11日（金）</p> <p>赤穂市ホームページ及び総務部契約管財課で公表する。</p>
入札書等の提出期間	<p>平成30年5月15日（火）から平成30年5月16日（水）まで</p> <p>受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 （9時～20時／最終日のみ 9時～17時）</p>
入札書等の提出書類	<p>①入札書（電子入札システムによる。）</p> <p>②工事費内訳明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ※入札書以外は、PDF等の電子ファイルで送信 ※入札金額が工事費内訳明細書の金額以下であれば有効 ※指定の工事費内訳明細書以外を提出した場合は無効
入札（開札）日時	<p>平成30年5月18日（金） 午前9時30分（予定）</p> <p>※落札者の決定は開札日の2日後（休日を除く）に通知予定です。</p>

入札（開札）場所	赤穂市総務部契約管財課
入札保証金	免除 ※ただし、落札者が契約の締結に応じなかった場合は、入札保証金相当額の損害金を市に納めなければならない。
契約保証金	契約金額の10%以上（契約金額が200万円以上の場合）
現場説明会	無
応募資格要件 （全項目に該当すること）	<p>①平成30、31年度赤穂市入札参加者資格名簿（建設工事）に、工事種目建築一式工事で登録されていること。</p> <p>②公表日において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建築一式工事の総合評定値が709点以下であること。 また、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが公表日までに赤穂市総務部契約管財課に提出されていること。</p> <p>③本店、本社の所在地が赤穂市内であること。</p> <p>④現場代理人及び技術者を専任で配置できること。 技術者は、建設業法の建築工事業の主任技術者の資格を有する者で赤穂市に当該主任技術者として登録されている者。</p> <p>⑤同一入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準（平成25年赤穂市訓令甲第42号）に該当する複数の者のした入札は無効となります。 ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならないものとします。</p> <p>⑥赤穂市指名停止基準に基づく指名停止を公表日、入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。</p> <p>⑦地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。</p> <p>⑧次のア～ウに該当しないこと。 ア本工事の入札前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出したものの。 イ会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は商法に基づく会社整理の申立てを行っているものの。 ウ赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者であるもの。</p> <p>⑨施工実績は求めないが、本工事を適正に施工する能力があること。</p>
入札参加申込数の制限	<p>本工事と同時に公表された他の工事を含め、公表日において赤穂市が発注した建設工事について手持ち工事数（随意契約を除く。）が、4件まで入札参加申込みできます。</p> <p>なお、手持ち工事の期間は、当該手持ち工事の工期とします。</p>
注意事項	<p>①赤穂市電子入札システム条件付き一般競争入札実施要綱、申込案内及びQ&Aを熟知のうえ、無効となる入札参加申込みとならないよう、応募に必要な手続きを遵守すること。</p> <p>②入札参加資格者が公表日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できません。</p> <p>③入札に関して、事故が発生したとき、市長が不正な行為があると認めるとき又は不正な行為があるおそれがあると認めるときは、入札を中止又は延期する場合があります。</p> <p>④設計違算が判明したときは、入札を中止、または入札に係る手続き及び落札者の決定を取消す場合があります。</p> <p>⑤落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約を締結しません。</p> <p>⑥落札した者は、赤穂市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年赤穂市訓令甲第2号）第5条第1項及び第2項の規定により、誓約書を提出すること。</p>